

ID: 3035

担当部署: 保健福祉課

<b>処分の概要</b>	停止の命令(法第40条に規定する児童厚生施設に係るものに限る。)		
<b>法令名 根拠条項</b>	児童福祉法 第46条第4項		
<b>法令番号</b>	昭和22年法律第164号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第46条第4項の規定による。</p> <p>第46条</p> <p>都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 22 年 3 月 30 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日